

《新型コロナシリーズ No.48》

コロナ対応の中小企業向け資金繰り 支援策の効果と今後の課題

調査部
金融リサーチセンター

2020年10月19日
No.2020-25

- ◆ コロナ危機を受けて、わが国当局は企業の資金繰り支援策として、①政府系金融機関や民間金融機関による実質無利子・無担保融資や資本性資金による金融支援、②日銀による金融機関向けの新たな資金供給オペ、③地方銀行等に資本注入しやすくするための金融機能強化法改正、等を整備。
- ◆ こうした資金繰り支援の効果もあり、法人向け貸出残高はここ20年における最大の伸び率で拡大。中小企業の借入難も限定的にとどまっているほか、貸出残高も宿泊・飲食業、小売業、製造業等が伸びを牽引。日銀による特別オペも金融機関の企業に対する資金繰り支援をサポート。
- ◆ 現在までのところ、企業倒産件数の急激な増加を抑制できているほか、4～6月期の地方銀行の決算についても与信コストの伸びは限定的。政府・日銀、金融機関等によるここまでの危機対応は一定の効果を発揮したと評価可能。
- ◆ 一方、中小企業の景況感や業況をみれば、宿泊・飲食サービス、小売、生活関連サービス・娯楽、医療・福祉といった業種で悪化。こうした業種は中小企業のシェアが高く、地方経済においても重要な役割を担う産業であるが、売上の減少、借入残高の増加により、債務負担が増大。
- ◆ コロナ危機による経済への影響が長期化するなか、貸し手サイドからみれば、「健全性（ソルベンシー）」リスクへの対応が重要に。金融機関としては、コロナ危機で苦境にある企業のビジネスモデル転換に向けて、資金繰り支援にとどまらず、資本性資金も含めたリスクマネーを供給や、業態転換のサポートならびにその成功体験の横展開、中小・零細企業のデジタルイゼーションの推進等にも取り組んでいく必要あり。
- ◆ 加えて、地域金融機関においては、ポスト・コロナの産業政策の立案に主体的に参画するとともに、その実現に向けて、企業の合従連衡や開廃業支援の推進も含めた包括的なサポートも重要。
- ◆ なお、資金繰り支援策については、申し込みの殺到による現場の混乱、手続きの遅れといった課題も顕在化。これを教訓として、スムーズに金融支援が受けられる態勢を整備していくことも肝要。

1. コロナ危機を受けた企業向け資金繰り支援策

(2) 主な資金繰り支援策 ～ 財政措置を伴う中小企業支援

- わが国では、2020年度第1次補正予算等を活用し、政府系金融機関や民間金融機関による中小企業向けの実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援策が打ち出されている。
- また第2次補正予算では、中小企業に対しても資本性資金による支援体制が整備された。

支援策	概要
政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工中金）による特別融資、利子補給（実質無利子化）	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象要件：売上高 5%以上減少 ● 適用金利：基準金利から 0.9%引き下げ（3年間）。中小企業は売上高20%減、小規模事業者（法人）は売上高15%減で実質無利子化（利子補給） ● 据置期間：5年以内 ・ 既往債務の借換にも適用可能
民間金融機関による信用保証付融資（危機関連保証）、保証料・利子減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国・全業種の事業者を対象に、通常のセーフティネット保証とは別枠の「危機関連保証」枠（無担保8,000万円、最大2.8億円、100%保証）を設定（対象要件：売上高 15%以上減） ● 新規借入（含む、危機関連保証、セーフティネット保証）時の保証料・利子減免 → 売上高15%以上減少…全免、売上高 5～15%減…保証料半免
日本政策金融公庫、商工中金による中小企業向け資本性劣後ローン	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資対象：①J-Startupプログラム選定企業、中小機構が出資するファンドから出資を受けている企業、②中小企業再生支援協議会が関与して事業再生を行っている企業、③事業計画書を策定し、民間金融機関による支援等の体制が構築されている企業 ● 貸付限度：最大7.2億円、貸付期間：5年1ヵ月、10年、20年（期限一括償還） ● 金利：当初3年間0.50%、4年目以降黒字…2.60～2.95%、赤字…0.50%
持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上高が50%以上減少している中小企業・小規模事業者等を対象に法人に最大200万円、個人事業者に最大100万円を支給
家賃支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上高が50%以上減少している中小企業・小規模事業者等を対象に、地代・家賃の負担を軽減するため、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円一括支給

1. コロナ危機を受けた企業向け資金繰り支援策

(2) 主な資金繰り支援策 ～ 日銀による対策 (特別プログラム)

- 日銀は、企業の資金繰り支援策として、①社債やCPの買入増額、②新たなオペの導入（オペ利用残高に相当する当座預金への付利）、③無担保・無利子融資等の資金繰り支援策を適格融資とする「新たな資金供給手段」、の3つの措置からなる「新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム」を導入した。

新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム

支援策	概要
CP・社債等買い入れ	<ul style="list-style-type: none"> • 買入増額 コロナ危機以前…約5兆円（CP：2.2兆円、社債：3.2兆円） → 2兆円追加（20年3月） → 上限20兆円に（合計15兆円追加、20年4月） • 発行体毎の買入限度の緩和等 発行体当たりの買入残高の上限緩和…1,000億円 → CP:5,000億円、社債:3,000億円 発行体の総発行残高に占める日銀保有割合の上限緩和…25% → CP:50%、社債:30% 買入対象とする社債等の残存期間の延長…1年以上3年以下 → 1年以上5年以下
新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ	<ul style="list-style-type: none"> • 民間債務（注1）を担保に、最長1年の資金を金利0%で供給する新たなオペレーション（20年3月の導入時は民間企業債務を担保としていたものを対象拡大） • 本オペの利用残高に相当する当座預金への+0.1%の付利
新たな資金供給手段	<ul style="list-style-type: none"> • 適格融資（前頁の無利子・無担保融資、信用保証付融資、新型コロナ対策の中小企業向けプロパー融資等）の残高を限度に、共通担保（注2）を担保として、期間1年以内、利率0%で資金供給を実施 • 利用残高の2倍の金額を「マクロ加算残高」（付利なし）に加算 • 利用残高に相当する当座預金へ+0.1%を付利 <p>（※）「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」と一体的に運営</p>

（注1）民間主体の債務。ここでは主に金融機関による企業向け、個人向けの貸出が該当。

（注2）様々なオペで共通して使用するために差し入れられた国債、社債、CPなどの適格担保。

1. コロナ危機を受けた企業向け資金繰り支援策

(2) 主な資金繰り支援策 ～ 金融機能強化法改正

- 政府は、コロナ禍における「将来を見据えての先手の対応」として、地方銀行などの金融機関に対して資本注入しやすくするため、金融機能強化法を改正した。
- 金融機関が資本注入に躊躇することがないよう申請時に経営責任を問われないことを明確化するとともに、収益性や効率性の向上等に関する具体的な目標を求めないといった特例を設定した。

支援策	概要
金融機能強化法改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在のわが国における金融システムは安定かつ健全とした上で、将来を見据えての先手の対応として、金融機能強化法の見直しを実施 <ul style="list-style-type: none"> - 国の資本参加の申請期限を4年間延長（2021年度末→2025年度末） - 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受けようとする場合、経営責任が問われないことを明確化、収益性や効率性の向上についての具体的な目標を求めない等の特例を設定 - 政府保証枠の増額（12兆円 → 15兆円、2020年度第2次補正予算）

<参考> 金融機能強化法の改正経緯

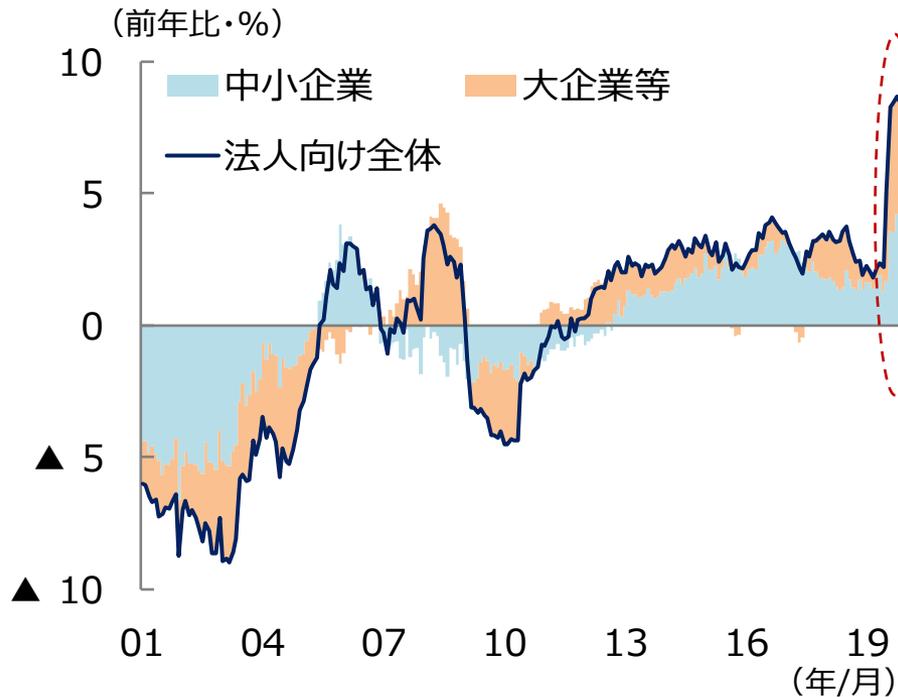
- 2004年、健全性に問題は生じていないが、自力での調達容易ではない金融機関に対して予防的に資本注入するための措置として導入。地域における円滑な金融仲介機能を確保することが目的（2008年3月までの時限措置）。
- 2008年、リーマン・ショックを受けて、期限を2012年3月末までに延長。経営責任の追及や審査要件に関する条件を緩和。
- 2011年、東日本大震災を受けて、被災地域の金融機関を対象に特例措置（震災特例…経営責任を問わないことの明確化、数値目標の記載免除等）を創設するとともに、期限を2017年3月末までに再延長。
- 2016年、期限を2022年3月末までに再延長（震災特例除く）
- 2020年、コロナ危機を受けて改正。コロナ特例の創設（震災特例を応用）。

2. 資金繰り支援策の効果

(1) コロナ危機下の中小企業向け貸出 ～ 貸出残高

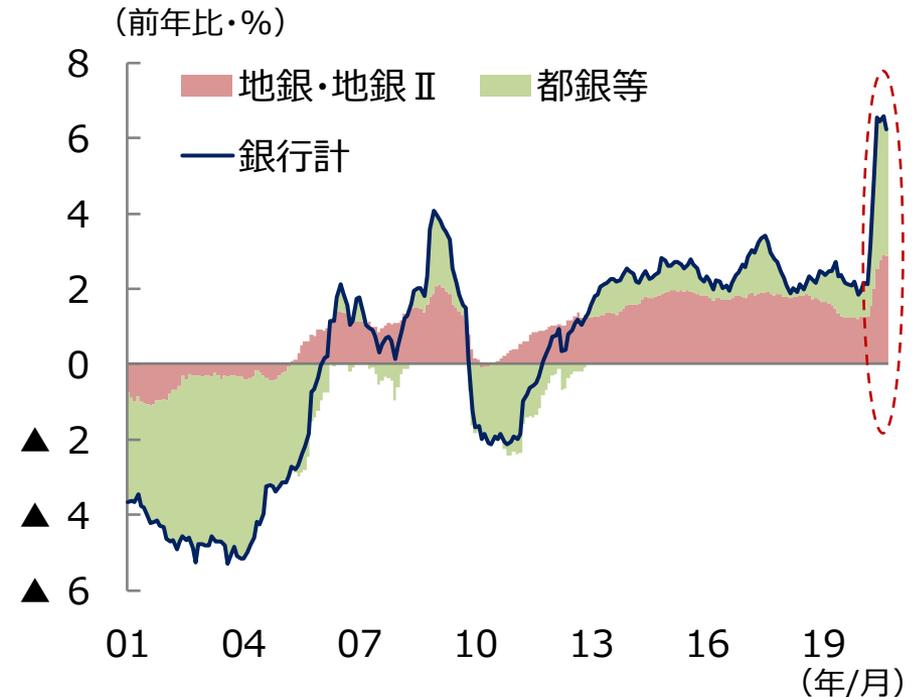
- コロナ危機を受けて、法人向け貸出残高が、ここ20年で最大の伸び率となるなど、大きく拡大した。
- 企業規模別にみれば、大企業・中堅企業がコミットメントラインの利用等によって迅速に手許資金の確保に動いたほか、先述の資金繰り支援策を受けて中小企業向けも増加。銀行の業態別にみても、都市銀行は大企業向け、地方銀行は中小企業向けの貸出残高の伸びに連動した動きとなっている。

国内の法人向け貸出残高



(資料) 日本銀行「預金・現金・貸出金」

銀行業態別の貸出残高



(資料) 日本銀行「貸出・預金動向」

(注) 平残ベース。

2. 資金繰り支援策の効果

(1) コロナ危機下の中小企業向け貸出 ～ 業種別

- 中小企業向け貸出残高（6月末）を業種別にみれば、宿泊・飲食業、小売業、製造業等で前年比で10%以上増加するなど、伸びを牽引している。
- 一方、アベノミクス以降堅調に推移してきた不動産業向けの貸出残高は、足元にかけて伸びが縮小してきており、コロナ危機下の増加幅も他業種と比べて限定的となっている。

業種別の中小企業向け貸出残高



(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」

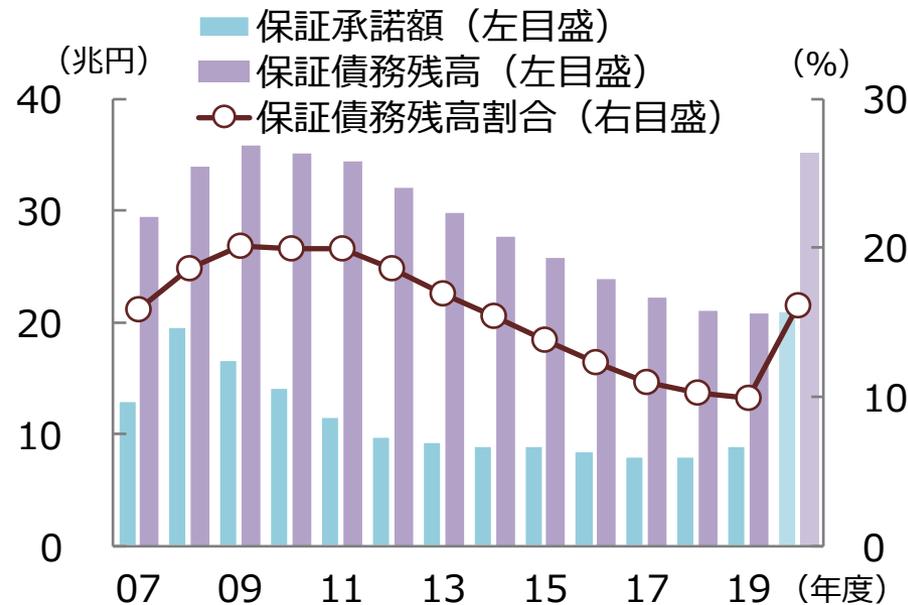
2020年6月末	残高 (兆円)	前年比 (%)	寄与度 (%)
中小企業計	216.0	+5.5	+5.5
製造業	32.6	+11.0	+1.6
不動産業	75.5	+3.6	+1.3
金融・保険業	21.3	▲4.2	▲0.5
その他非製造業	86.5	+8.0	+3.1
建設業	9.7	+8.1	+0.4
運輸・郵便業	10.8	+6.7	+0.3
卸売業	16.1	+2.5	+0.2
小売業	9.2	+13.8	+0.5
宿泊・飲食業	4.2	+21.5	+0.4
医療福祉	8.9	+2.8	+0.1
その他	27.7	+10.0	+1.2

2. 資金繰り支援策の効果

(2) 信用保証、公的金融

- 民間金融機関による無利子・無担保融資の資金繰り支援策が整備されたことにより、保証協会による保証承諾額は、4～8月の累計で21兆円と、既にリーマン・ショック時の2008年度の承諾額を上回っているほか、保証債務残高も2009年度の水準近くまで増加している。
- 日本政策金融公庫による貸付額、貸出残高も、ここ数年減少傾向にあったものの、4～8月の貸付額が累計で約10兆円となるなど、コロナ危機下で増加に転じている。

信用保証協会の保証実績

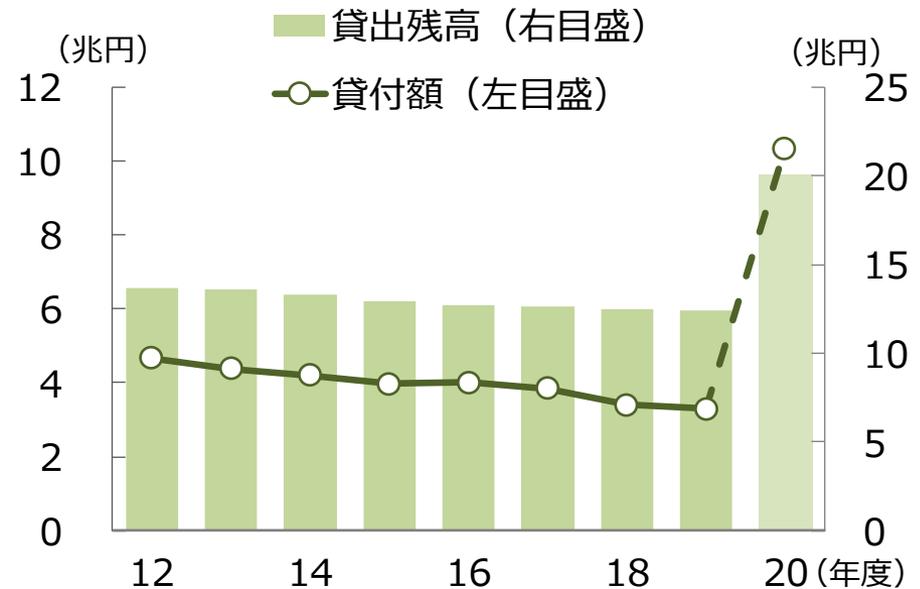


(資料) 全国信用保証協会連合会

(注) 20年度の承諾額は4～8月累計値、残高は8月末値。

保証債務残高割合 = 保証債務残高 / 中小企業向け貸出残高

日本政策金融公庫の融資実績



(資料) 日本政策金融公庫

(注) 20年度の貸付額は4～8月累計値、残高は8月末値。

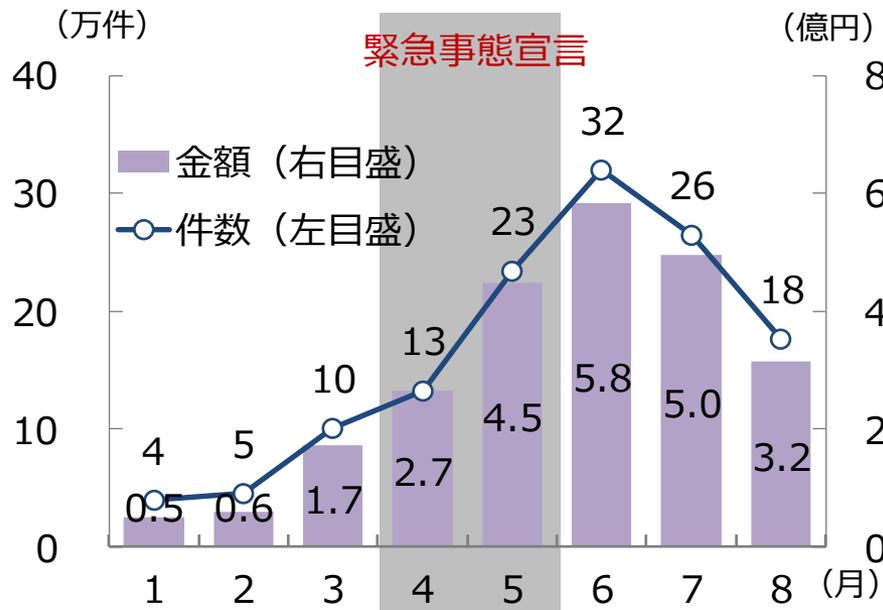
中小企業事業と国民生活事業の合算値。

2. 資金繰り支援策の効果

(2) 信用保証、公的金融

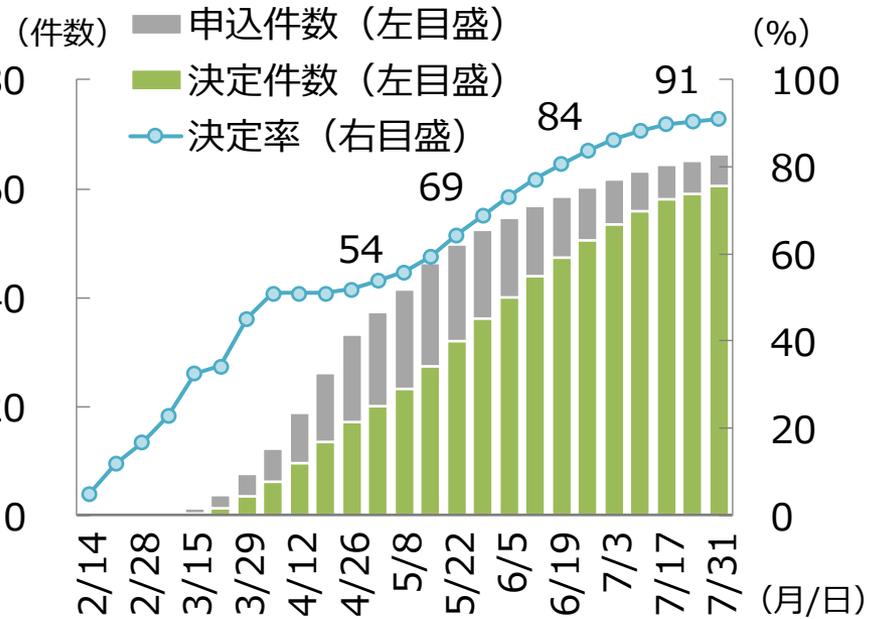
- 一方、信用保証協会による保証承諾件数・金額は、ピークが緊急事態宣言解除後の6月にズレ込んだほか、日本政策金融公庫によるコロナ対応の特別融資の決定率も、4月末時点で約5割、5月末時点で約7割程度にとどまっている。
- 中小企業の資金繰りに対する不安を払拭するため、支援策を大々的に打ち出す一方、想定以上に申込が殺到し、各金融機関の処理能力が追い付かなかったことが示唆される。

2020年の信用保証協会の保証実績



(資料) 全国信用保証協会連合会

日本政策金融公庫の特別融資の実行状況



(資料) 日本政策金融公庫

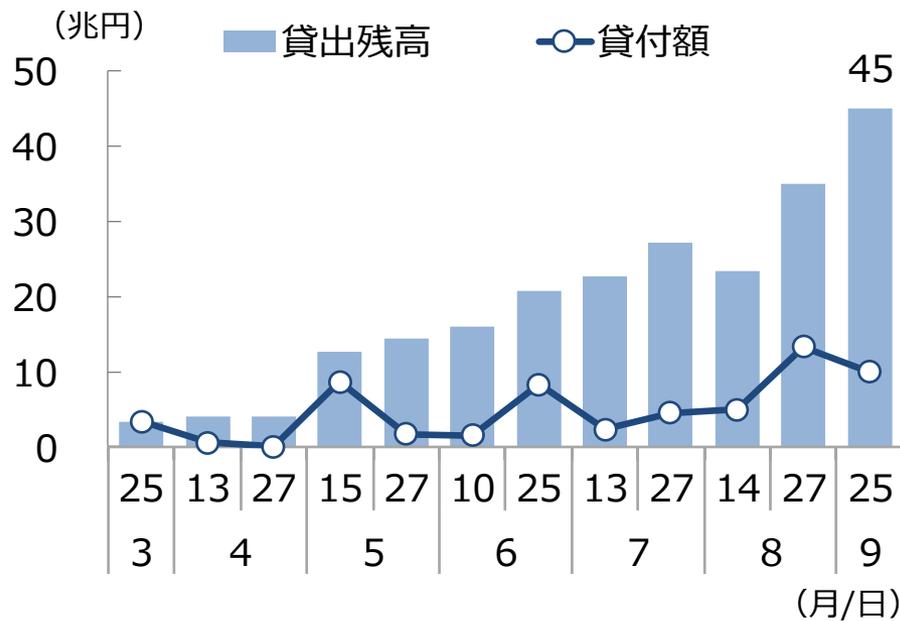
(注) 決定率 = 決定件数 / 申込件数

2. 資金繰り支援策の効果

(3) 日銀による新型コロナオペの実績

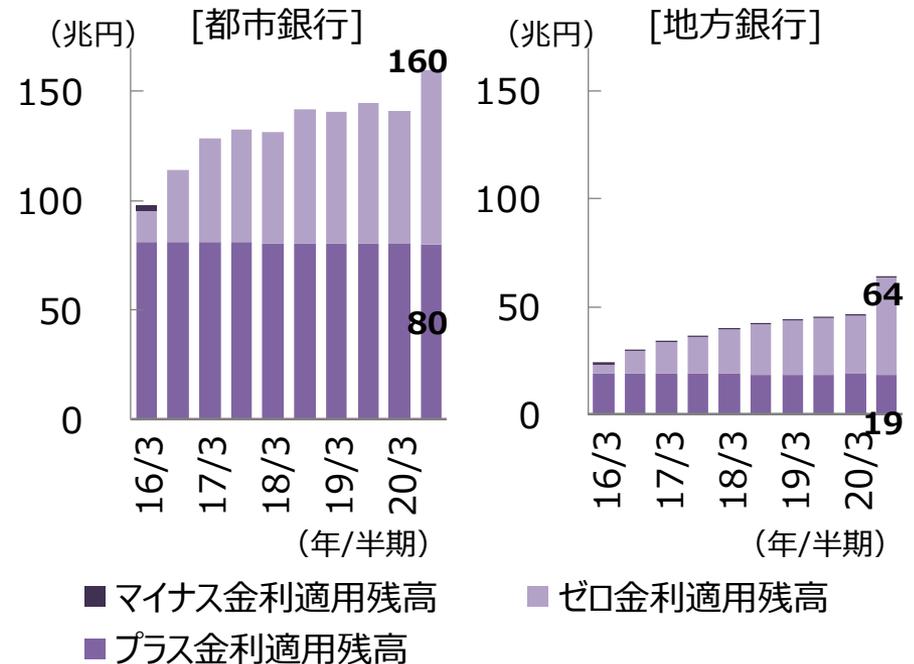
- 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペを通じた日銀による金融機関への貸出残高は9月25日時点で45兆円と、リーマン・ショック時の「企業金融支援特別オペ」のピーク残高（約7.5兆円）と比較しても大規模となっており、企業に対する資金繰り支援を行う金融機関を強力にサポートしている。
- 同オペの利用残高相当額には0.1%付利される。8月末時点の都市銀行と地方銀行のプラス金利適用の日銀当座預金残高は合算で約100兆円となっており、金融機関の収益悪化を一定程度抑制している。

新型コロナオペによる金融機関への貸付実績



(資料) 日本銀行

国内銀行の日銀当座預金残高の推移



(資料) 日本銀行

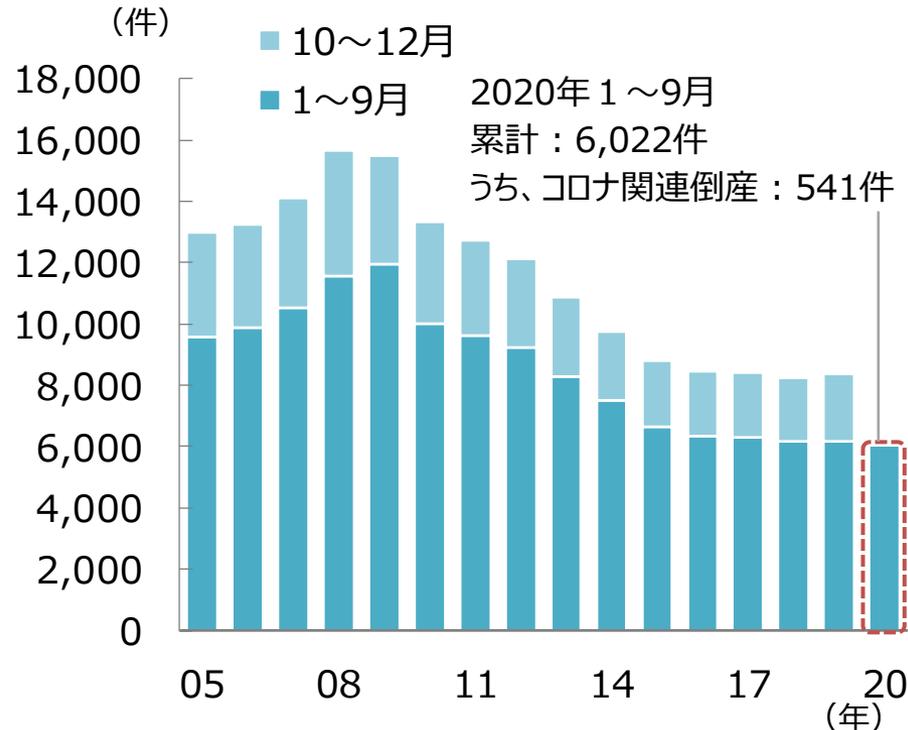
(注) 直近は2020年8月末。

2. 資金繰り支援策の効果

(4) 企業倒産・与信関係費用

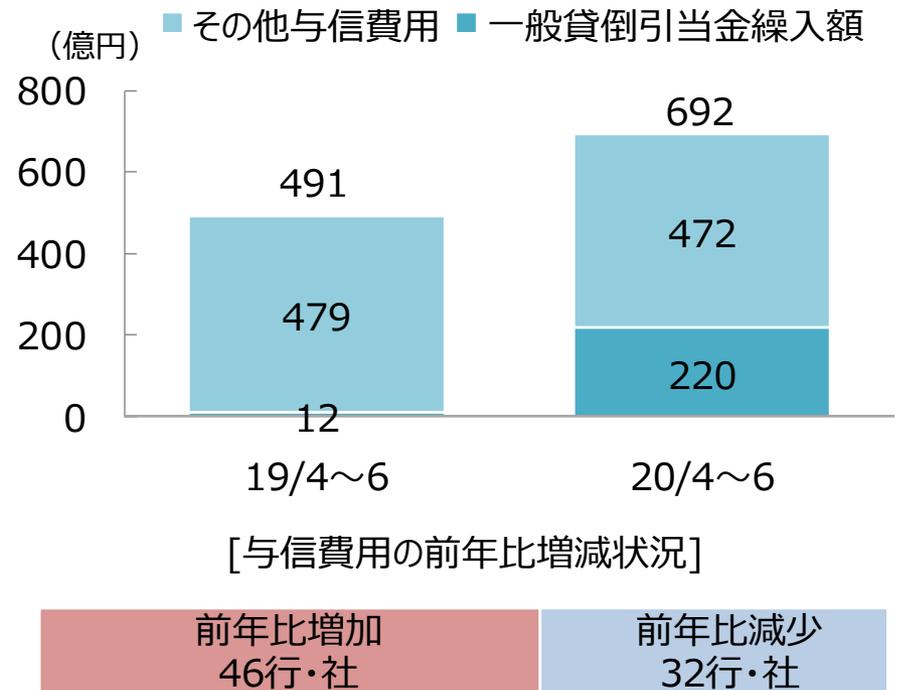
- コロナ関連の企業倒産は累増しているものの、資金繰り支援策拡充の効果もあり、全体の倒産件数の急激な増加は見られず。
- そのため、地方銀行の4～6月期決算における与信関係費用の増加は、一般貸倒引当金繰入額の伸びによるものであり、与信費用が前年比で減少した地銀も4割程度存在している。

国内における企業倒産件数



(資料) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

地方銀行の与信関係費用



(資料) 各社IR資料

(注) 上場地銀78行・グループの数値。

(参考) 主要国における中小企業向け資金繰り支援策

- 米国における給与保障プログラム (Paycheck Protection Program) や英国における100%政府保証のバウンス・バック融資など、海外においても、中小企業向けの資金繰り策が整備されている。

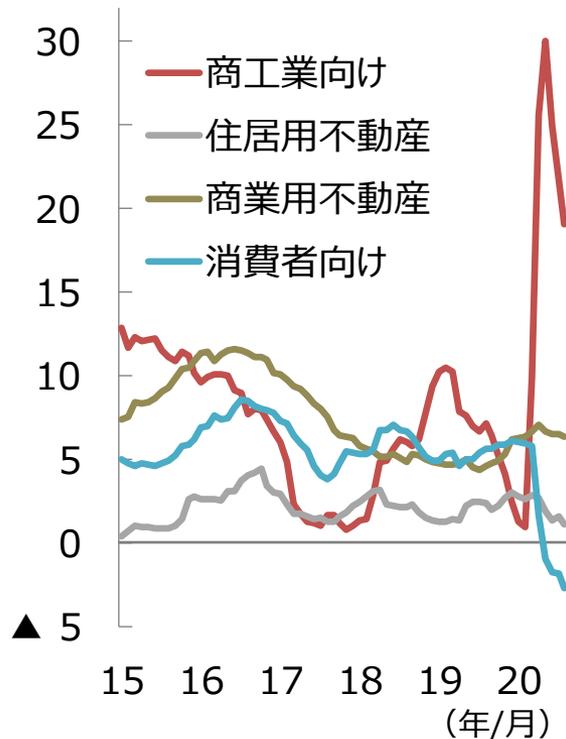
	支援策	概要
 米国	給与保証プログラム (Paycheck Protection Program : PPP)	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員500人以下の中小企業等を対象に、支払い給与総額の2.5か月分(上限1000万ドル)を融資(中小企業庁が100%保証) • 雇用や給与水準の維持等を条件に、人件費、家賃の支払い分の返済を免除
	経済的損害災害融資 (Economic Injury Disaster Loan : EIDL)	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員500人以下の中小企業等を対象に、中小企業庁が最大200万ドルを融資
 英国	コロナウイルス事業中断ローン (Coronavirus Business Interruption Loan Scheme : CBILS)	<ul style="list-style-type: none"> • 年商4500万ポンド以下の企業を対象に、8割政府保証の借入上限額を1事業者あたり120万ポンドから500万ポンドに引き上げ • 当初1年間の利払いを免除
	バウンス・バック融資 (Bounce Back Loans Scheme : BBLS)	<ul style="list-style-type: none"> • コロナ危機により困難な事業環境に直面し、上記貸出を利用していない中小企業を対象とした政府全額保証の少額貸付 • 1事業者あたり2000ポンド～5万ポンド。期限最長6年。当初1年の返済猶予。当初1年、利子、手数料の支払い免除。
 ドイツ	ドイツ復興金融公庫 (KfW) 中小企業向け融資プログラム (KfW Instant loan 2020)	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員11～250人の中小企業を対象に、3か月分の売上高を上限に融資(従業員50人超：最大80万ユーロ、50人以下：最大50万ユーロ) • 100%政府保証、期間10年

(参考) コロナ危機下の欧米における法人向け貸出残高の動向

- 中小企業向けの資金繰り支援策の効果もあり、コロナ危機を受けて、欧米主要国でも法人向け貸出残高が大きく増加している。

米国

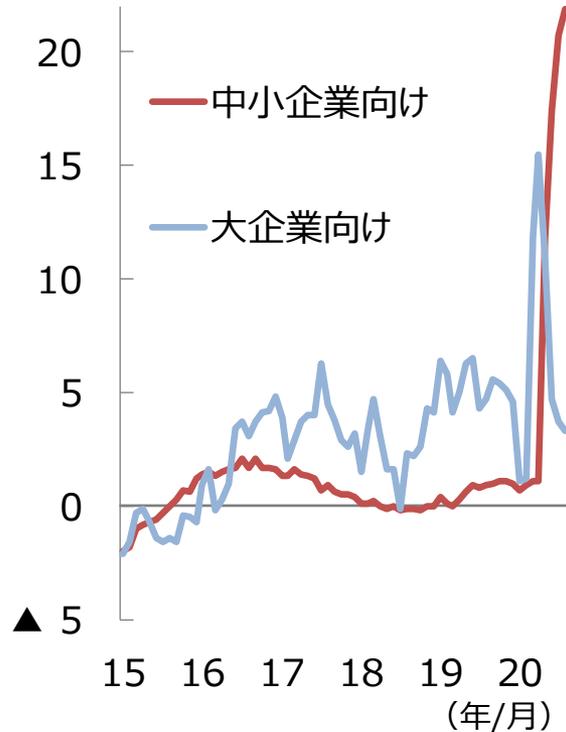
(前年同月比・%)



(資料) FRB
(注) 直近は2020年8月末。

英国

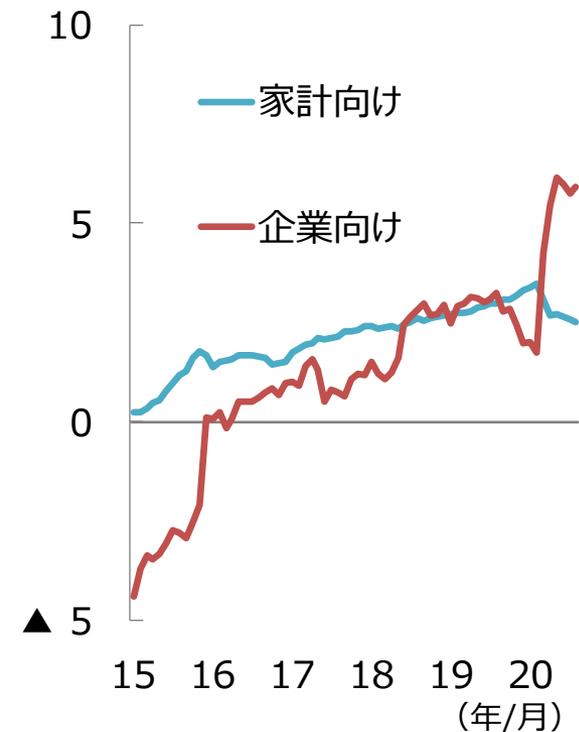
(前年同月比・%)



(資料) BOE
(注) 直近は2020年8月末。

ユーロ圏

(前年同月比・%)



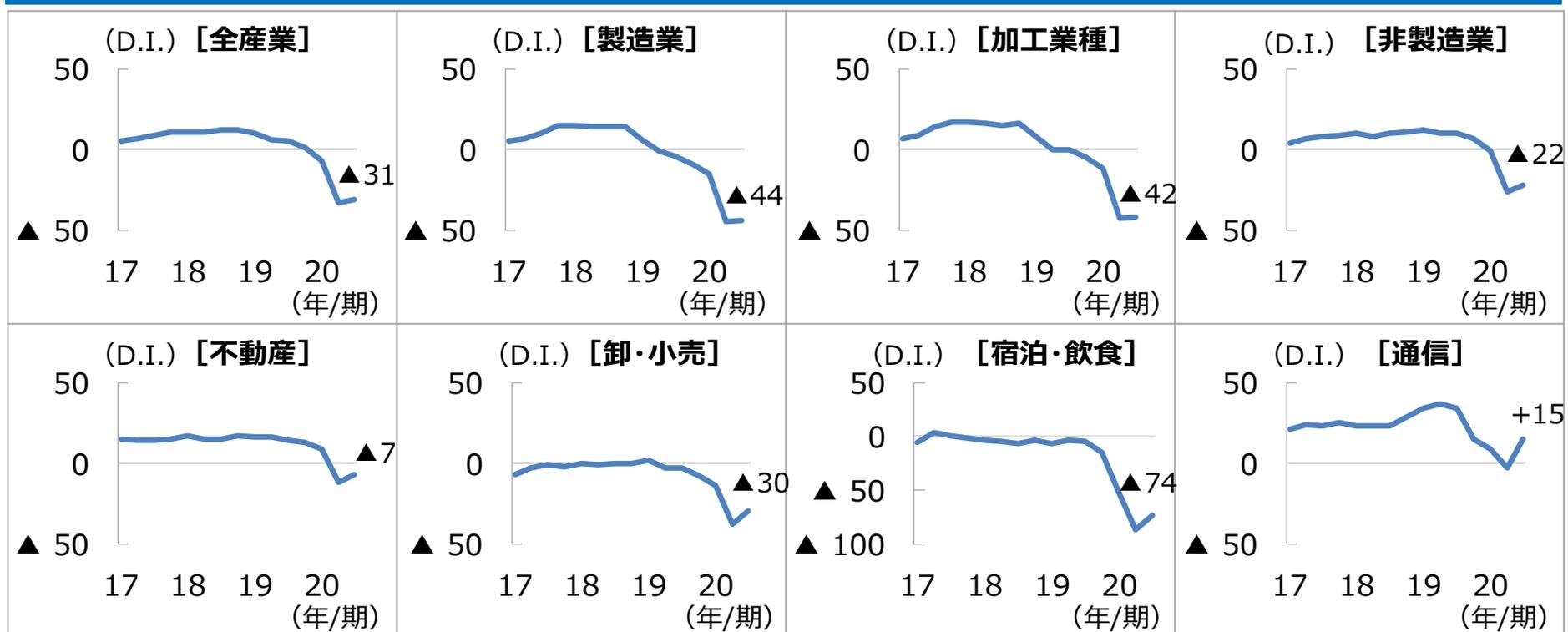
(資料) ECB
(注) 直近は2020年8月末。

3. ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ時代における中小企業金融の課題

(1) 業種別にみるコロナ危機の影響

- コロナ危機による経済への影響が長期化することが見込まれるなか、経済・金融システムの安定のためには、意図せぬ企業倒産や不良債権の増加を引き続き抑制していくことが重要となる。
- 中小企業の景況感をみれば、通信業などでは回復傾向にある一方、製造業のほか、宿泊・飲食サービス、卸・小売といった業種で悪化するなど、業種毎で濃淡がある。

業種別にみた中小企業の景況感



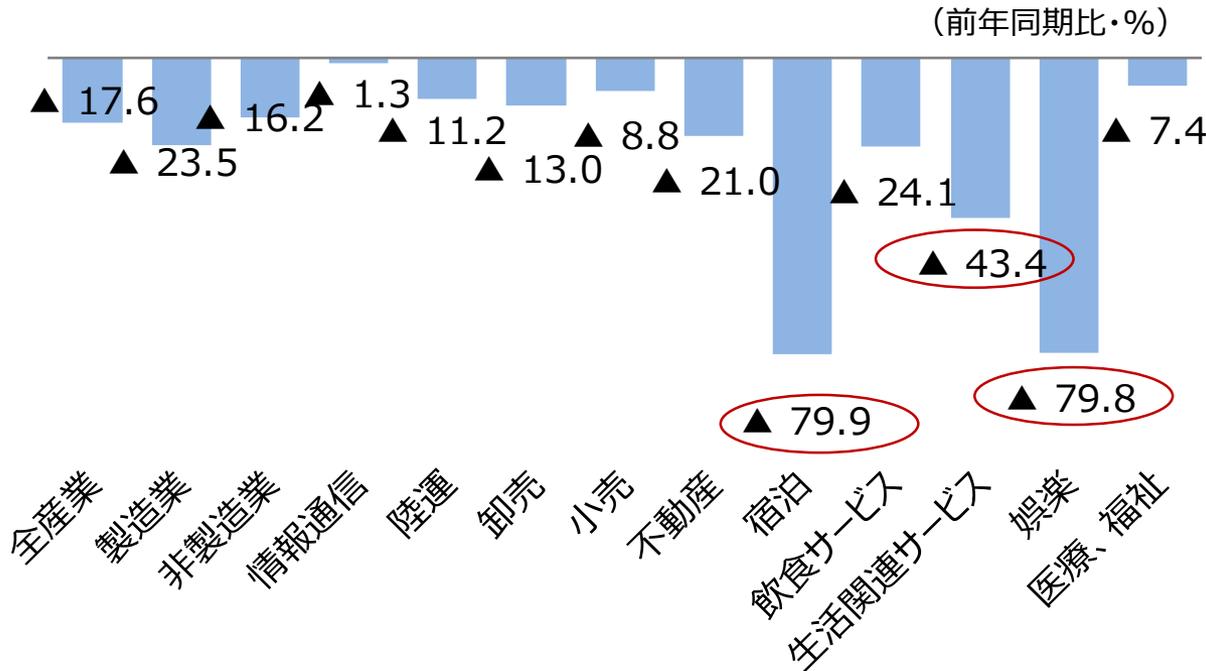
(資料) 日本銀行「短観」

3. ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ時代における中小企業金融の課題

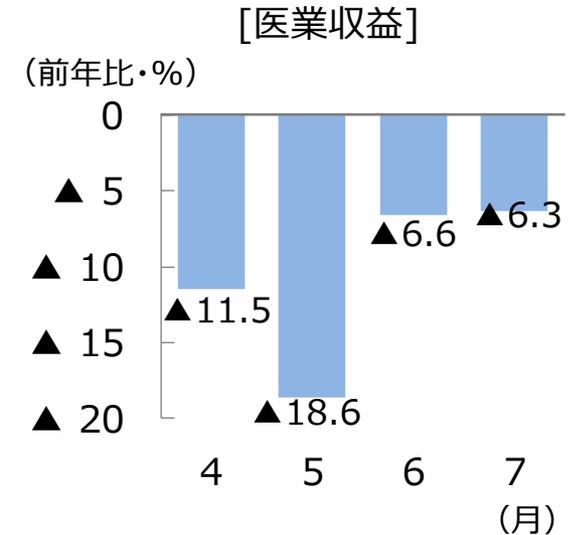
(1) 業種別にみるコロナ危機の影響

- また、2020年4～6月期の中小企業の決算をみても、宿泊、生活関連サービス、娯楽といった対人サービス産業における売上が前年同期比で急減しており、コロナ危機による影響を強く受けている。
- 新型コロナ流行以降の受診控え等により、病院の売上にあたる医業収益も7月までの累計で10%近く減少するなど、医療業界における経営環境も厳しさを増している。

中小企業セクターにおける業種別の売上増減
(2020年4～6月期)



コロナ危機下の
病院の経営状況



(資料) 財務省「法人企業統計」
(注) 中小企業を資本金1000万円～1億円と定義。

(資料) 日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況調査」

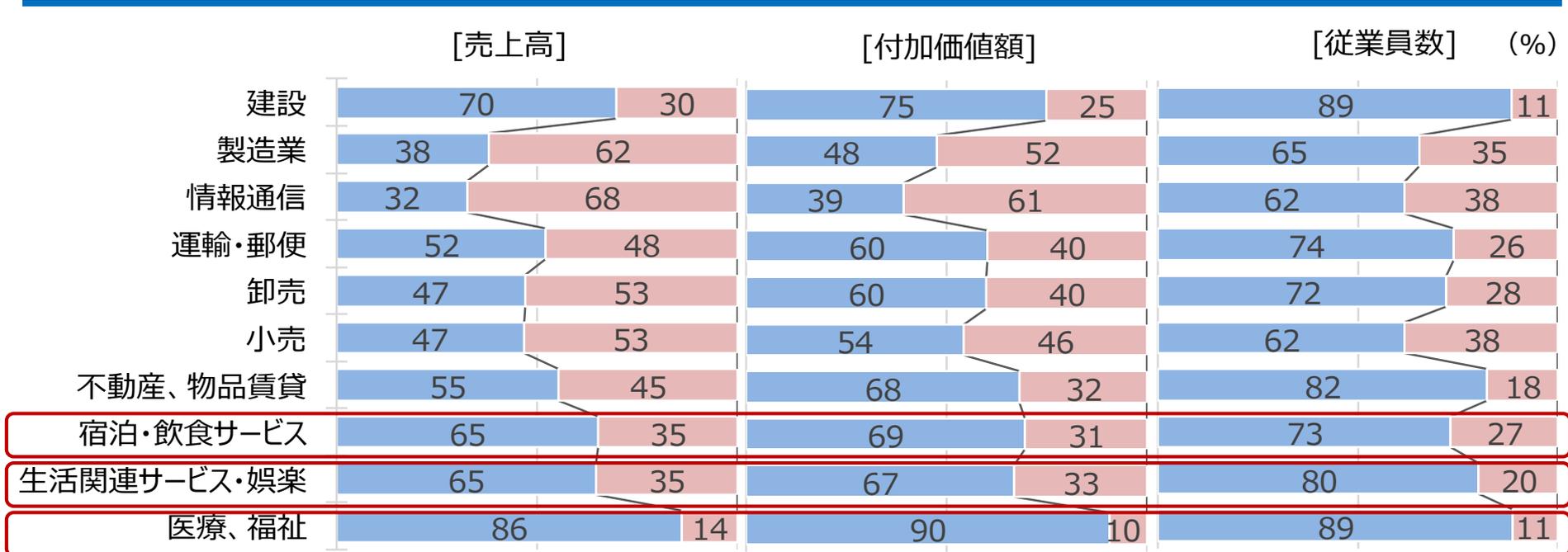
(注) 上記3団体に加盟する病院のうち、177病院が対象になったもの。

3. ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ時代における中小企業金融の課題

(2) 産業構造に起因する中小企業セクターの脆弱性

- わが国における産業別の売上高や付加価値額、従業員数の中小企業シェアをみれば、コロナ危機による影響が軽微な情報通信産業では、相対的に大企業のシェアが大きくなっている。
- 一方、宿泊・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽、医療・福祉といったコロナ禍で業績が急激に悪化している業種において、中小企業の割合が高くなっている。

産業別の中小企業シェア



(資料) 中小企業庁「2020年版 中小企業白書」付属統計資料

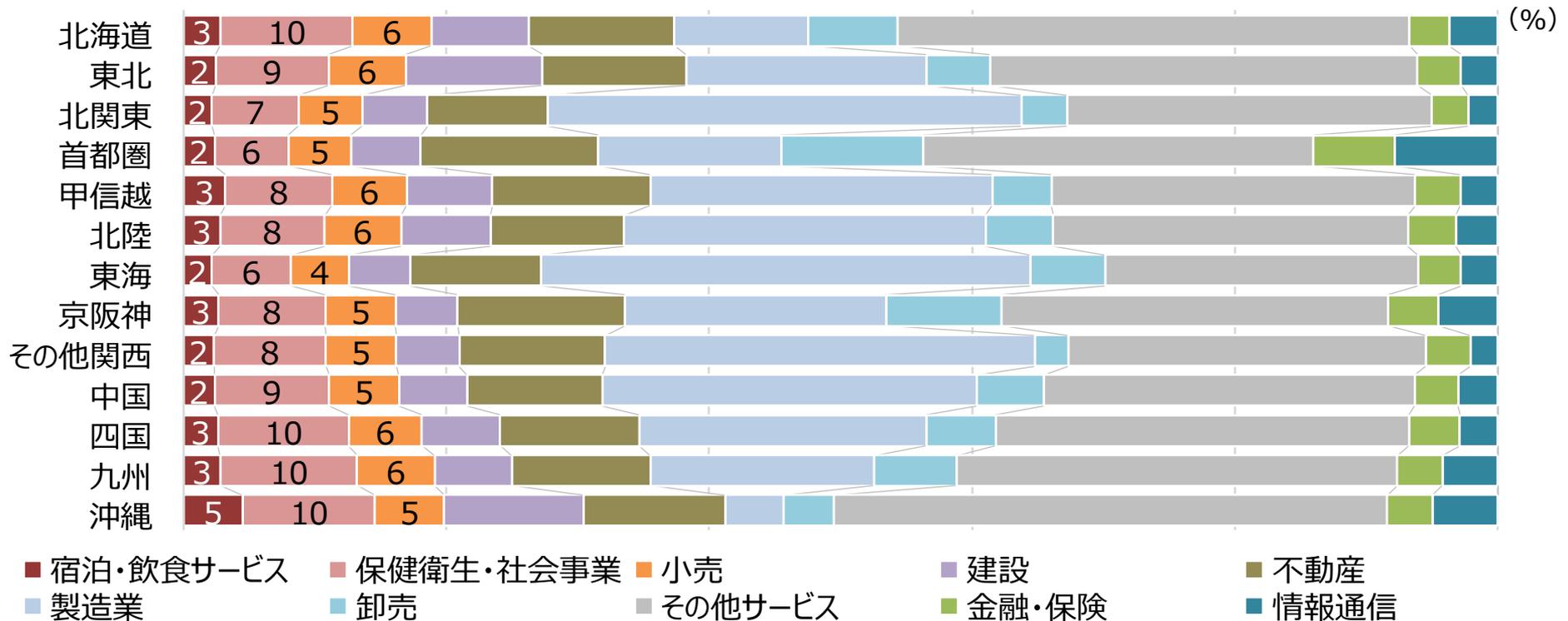
(注) 元データ：2016年経済センサス。売上高、付加価値額は2015年間の数値、従業員数は2016年の数値。

3. ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ時代における中小企業金融の課題

(3) 地方における産業構造上の問題点

- 地域別の産業構造をみれば、首都圏では情報通信や金融業のシェアが高くなっている一方、地方部では宿泊・飲食サービス、医療関連、小売といったコロナ危機による影響が大きい産業の割合が相対的に高くなっている。

地域別にみた産業別の域内総生産シェア



(資料) 内閣府「県民経済計算」

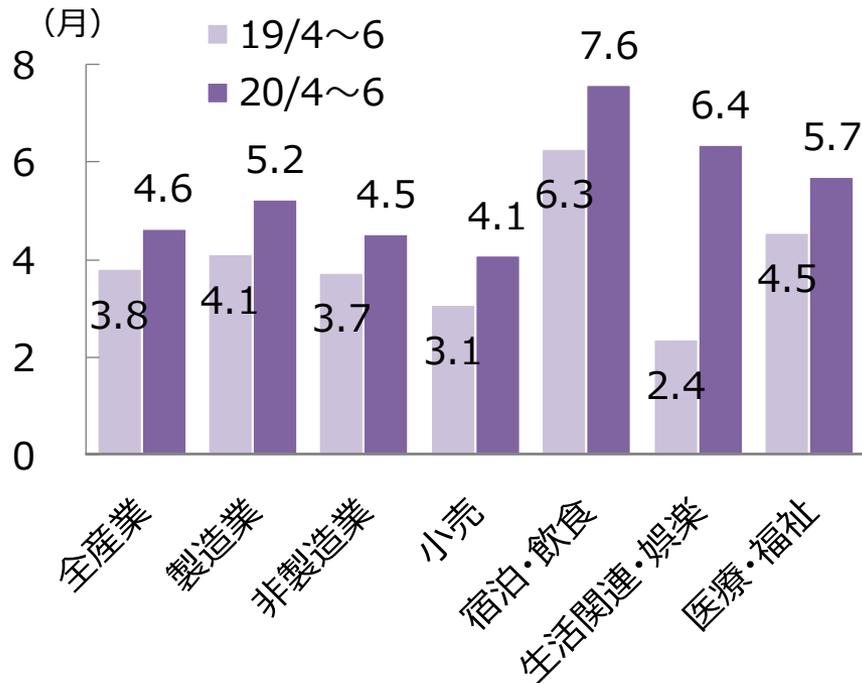
(注) 東北：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島 北関東：茨城、栃木、群馬 首都圏：東京、神奈川、千葉、埼玉 甲信越：山梨、長野、新潟
 北陸：富山、石川、福井 東海：愛知、静岡、岐阜、三重 京阪神：大阪、京都、兵庫 その他関西：奈良、滋賀、和歌山
 中国：岡山、広島、鳥取、島根、山口 四国：香川、愛媛、徳島、高知 九州：福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

3. ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ時代における中小企業金融の課題

(4) 債務返済負担の増大

- コロナ危機を受けた売上の減少、借入残高の増加により、借入金残高月商比が1ヵ月程度伸びるなど、中小企業の債務負担が増大している。
- 小売、宿泊・飲食、医療・福祉といった業種において、コロナ危機による影響が長期化し、売上高やキャッシュフローの減少が常態化すれば、所要返済期間が長期化する恐れもある。

中小企業の業種別借入金残高月商比



(資料) 財務省「法人企業統計」
(注) 中小企業を資本金1000万円~1億円と定義。

売上減少による所要返済年数への影響試算

(単位：年)	2019年度	売上1割減試算	(差分)
全産業	7.8	12.2	+4.4
製造業	6.2	8.2	+2.0
非製造業	8.3	13.8	+5.5
小売	8.7	27.9	+19.2
宿泊・飲食	19.7	n.a.	CF赤字
生活関連・娯楽	6.2	8.4	+2.2
医療・福祉	10.3	35.6	+25.3

(資料) 財務省「法人企業統計」
(試算の前提)
返済可能期間：借入金残高/キャッシュフロー
借入金残高：2019年度…20年3月末時点、試算：20年6月末時点。
売上高、売上原価：2019年度から1割減、その他：2019年の数値横置き。
キャッシュフロー (CF)：「経常利益」×0.5+減価償却費
いずれも中小企業 (資本金1000万円~1億円) の数値。

4. コロナ危機を受けて必要となる政策対応 ～ポスト・コロナのビジネスモデル変革を実現する金融を

コロナ危機下の資金繰り支援策により、「流動性リスク」は回避

コロナ危機を受けて中小企業の資金繰りが懸念されたが、公的・民間金融機関による無利子・無保証融資等といった緊急的な流動性支援により、ここまでのところ意図せぬ企業倒産や銀行の与信コストの急増を抑制できている。政府・日銀、金融機関等による初期の危機対応は一定の効果を発揮したと評価できる。

危機対応は、「健全性（ソルベンシー）リスク」回避のフェーズに ポスト・コロナ時代に対応するためのビジネスモデル変革のサポートが急務

コロナ危機による経済への影響が長期化するなか、「健全性（ソルベンシー）」リスクを回避することが求められる。とりわけ、宿泊・飲食、小売、生活関連サービス・娯楽、医療・福祉など、コロナ禍で影響を受けやすい産業は、中小企業や小規模事業者の占める割合が高く、地域経済を支え、雇用を生む場として重要な役割を担っている。

一方、そうした企業はウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代では、ビジネスモデルの転換を求められる局面が増えてくる。金融機関としては、単なる資金繰り支援にとどまらず、資本性資金も含めたリスクマネーを供給や、業態転換のサポートならびにその成功体験の横展開、中小・零細企業のデジタル化の推進等にも取り組んでいく必要がある。

とくに地域金融機関においては、その地域が今後どのような産業に注力していくかといったポスト・コロナの産業政策の立案に主体的に参画していくとともに、その実現に向けて、企業の合従連衡や開廃業支援の推進も含め、包括的にサポートしていくことも求められよう。

また金融当局においては、そうした地域金融機関の地域経済への貢献を後押しすることが期待される。

「次の危機」に備えたオペレーションの高度化・デジタル化も重要

一方、資金繰り支援策については、申し込みの殺到による現場の混乱、手続きの遅れといった課題も顕在化した。これを教訓として、例えば、公的金融機関、保証協会等において、既存取引先を中心にデジタルベースで手続きが完結できるようにするなど、スムーズに金融支援が受けられる態勢を整備していくことも肝要となる。

同時に、危機時にどのように連携するか、官民でBCP的な行動計画をあらかじめ整備しておくことも重要だろう。

【ご照会先】

調査部 金融リサーチセンター 副主任研究員 谷口 栄治 (taniguchi.eiji@jri.co.jp, 080-4377-3420)

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。